

令和4年6月教育委員会定例会会議議事録

- | | | | |
|---|-------|--|--|
| 1 | 招集年月日 | 令和4年6月23日（木）午前10時00分 | |
| 2 | 招集場所 | 喜多方市役所本庁舎4階 第3委員会室 | |
| 3 | 出席者 | 教育長
二番委員
三番委員
四番委員 | 大場健哉
遠藤一幸
高橋明子
長田聡子 |
| 4 | 出席職員 | 教育部長
教育総務課長
学校教育課長
生涯学習課長
文化課長
中央公民館長
学校教育課主幹
文化課主幹
教育総務課長補佐
学校教育課長補佐
生涯学習課長補佐
文化課長補佐
中央公民館長補佐 | 遠藤紀雄
佐野仁美
穴澤正志
佐藤洋
伊藤博之
田中勲
外島誠司
鈴木美智子
塚原和憲
高橋亮慈
赤城孝夫
高畑知史
中村美恵子 |
| 5 | 閉会 | 午前11時10分 | |

1 開会
2 会期の決定
3 書記の指名

教育長 ただいまより令和4年6月の教育委員会定例会を開会します。
会期につきましては本日1日といたしますがよろしいでしょうか。

各委員 <異議なし>

教育長 会期につきましては本日1日といたします。
書記につきましては教育総務課長補佐を指名いたしますがよろしいでしょうか。

各委員 <異議なし>

教育長 書記につきましては教育総務課長補佐を指名いたします。

4 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長 報告事項に移ります。内容に入ります前に、この内容について、加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長 加筆修正等ありませんので、よろしくお願いいたします。

教育長 行事等の報告について事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 では、1ページのほうお開きいただきたいと思います。
行事等の報告をご説明いたします。前回、5月の定例会開催日の5月11日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり9件ございました。日時、行事名、開催場所、出席者は記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。
以上になります。

教育長 行事等の報告について何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

長田委員 すみません、1点教えていただきたいのですけれども、6月22日の施設管理訪問は学校側のほうから要望等があったものなのか、定期的に各所を回っているものなのか教えていただきたいと思います。

学校教育課長 昨日行われました加納小学校での施設管理訪問につきましては各学校、小中学校、市内の学校を3期に3つに分けて1年ごと、3年に1回それぞれの管理訪問ということで、教育委員会のほうで主催をしながら、学校の施設等を見て回るというようなものでございまして、昨日は加納小学校で教育長をはじめ部長、そして教育総務課長と

私、管理主事を含めまして学校施設や教職員の様子を見させていただきながら管理訪問を実施したところでございます。

教育長 他にございましたらお願いいたします。

各委員 <なし>

(2) 教育長の報告

報告第6号 共催及び後援の承認について

教育長 教育長の報告に移ります。

報告第6号共催及び後援の承認について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長 2ページをお開き願います。

報告第6号共催及び後援の承認についてでございますが、5月定例会以降、共催を3件、後援を10件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

なお、使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。内容等につきましては所管課のほうから説明をいたします。

学校教育課長 それでは、3ページをお開き願います。

学校教育課の共催2件についてご報告を申し上げます。

No.1、令和4年8月22日に、福島県立会津支援学校におきまして、第37回福島県特別支援教育研究会会津大会が開催されます。

その下、No.2、令和4年7月9日から7月10日の期間におきまして、喜多方プラザ文化センターせせらぎホールを会場に、令和4年度第60回福島県吹奏楽コンクール「第40回会津支部大会」が開催されます。学校教育課、以上であります。

生涯学習課長 次に、生涯学習課所管分の共催についてご説明申し上げます。

No.3の共催でございますが、事業名につきましては第75回福島県総合体育大会県民スポーツ大会喜多方市予選大会兼耶麻方部大会で、開催日につきましては令和4年6月26日で、会場につきましては押切川公園体育館、押切川公園スポーツ広場、熱塩加納運動場テニスコートとなります。以下、記載のとおりでございます。

以上です。

学校教育課長 次に、学校教育課の後援1件についてご報告を申し上げます。

No.1、令和4年10月6日に、会津若松市立第四中学校ほかを会場に、令和4年度福島県中学校教育研究協議会合津大会が開催されます。学校教育課、以上であります。

生涯学習課長 次に、No.2の後援であります。事業名につきましてはネイチャー

ぼうけん&防災キャンプで、開催日につきましては5月28日、29日の2日間にわたり実施されます。

会場につきましては、磐梯少年自然の家ほかとなります。この事業につきましては、防災の知識や経験をキャンプで学びまして、子供たちが自分の命を守るため判断、行動する力を育む事業となります。以下、記載のとおりでございます。

次ページをお願いいたします。

次に、No.3の後援でございますが、事業名につきましては喜多方高等学校吹奏楽部第2回定期演奏会で、開催日につきましては6月12日で、会場は喜多方プラザ文化センターとなります。以下、記載のとおりでございます。

次に、No.4の後援でございます。事業名につきましてはみんなで英語劇にチャレンジ！で、開催日につきましては6月19日で、会場は押切川公園体育館となります。この事業につきましては、世界の名作絵本と英語の歌やゲームで、英語に慣れ親しむ事業となります。以下、記載のとおりでございます。

次になります。No.5でございます。No.5の後援につきましては、事業名は第28回「平和のための戦争展・喜多方」で、開催日につきましては7月2日から7月6日までの5日間で、会場につきましては厚生会館となります。この事業につきましては戦争の実態、その本質を知り、過去の戦争で何が行われてきたかを学びながら伝える企画展となります。以下、記載のとおりでございます。

次に、No.6の後援でございますが、事業名につきましては教育講演会「7か国語で話してみよう 子供も大人も豊かな心を育む」ということで、開催日につきましては7月2日、3日の2日間で、会場は道の駅あいづ 湯川・会津坂下となります。この事業でございますが、様々な世代の方々に、英語をはじめ世界のいろいろな言葉に触れながら、教育について考える講座となります。以下、記載のとおりでございます。

次に、No.7の後援でございます。事業名につきましては子どもゆめ基金助成事業で、全国青少年アカデミーキャンプでございます。開催日につきましては、1回目が7月26日から30日の5日間で、2回目が令和5年3月31日から4月4日までの5日間、会場はばんだいふれあいぴあとなります。この事業でございますが、全国から集まった中高大学生の青年の方々が、大自然で行うキャンプで、コミュニケーション能力など人間形成を図るためのキャンプとなります。以下、記載のとおりでございます。

次に、No.8の後援でございますが、事業名は子どもゆめ基金助成事

業で、桧原湖畔子ども自然体験キャンプで、開催日につきましては、8月4日から7日までの4日間となります。会場につきましては、ばんだいふれあいぴあとなります。この事業でございますが、小中学生が大自然で共同のテント生活することにより、親への感謝、命の大切さなど、心の教育を育成するためのキャンプとなります。以下、記載のとおりでございます。

以上でございます。

文化課長

続きまして、文化課分をご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

後援のNo.9、事業名が第24回MOA美術館全会津児童作品展、申請者はMOA美術館全会津児童作品展実行委員長。開催日等は記載のとおりであります。

次に、後援のNo.10、事業名が第174回例会「おタネばあさんの約束」人形芝居ぶんぶく公演です。申請者はNPO法人喜多方子ども劇場、開催日等は記載のとおりであります。説明は以上です。

教育長

この内容につきまして、委員の皆様よりご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

高橋委員

質問です。3ページの後援の2番のネイチャーぼうけん&防災キャンプについてですが、これはもう終了している事業のようですが、参加者はどのくらいでしたか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

生涯学習課長

まだ実績報告等上がってきておりませんので、把握できていないところであります。

長田委員

共催のNo.2を教えていただきたいのですが、県吹奏楽コンクールということで、出場者は小中のみならず、恐らく高校生、大学生、一般もあるかと思うのですが、これ担当課が生涯学習課ではなくて、学校教育課になっているのは、どういうところからなのでしょう。教えていただきたいと思います。

学校教育課長

これは小中学校の大会ということで、その会津支部大会ということで、学校教育課のほうに申請が来ているものであります。

高橋委員

質問ですが、4ページの7番と8番の修養団の事業について、以前は市のバスを使って送迎などの対応をされていたようですが、現状はどうなのでしょう。

生涯学習課長

委員おっしゃるように以前は市でキャンプをやっておりまして、市のバスを出したという実績もございます。

近年2年近くコロナ禍の影響により、そういったキャンプも一切中止となっておりますのでございませんでしたが、この部分に、今年度実施予定の部分については、まだその辺の依頼等もございませんの

で、もし修養団のほうからそういったことがあれば、市で協力できる部分については積極的に協力していきたいというふうに考えております。

高橋委員

よく分かりました。修養団については喜多方にも支部があるということ、地元であるということもあって、こういった事業に積極的な支援をしていただきたいと思っておりますので、それが可能ならばよろしく願いいたします。

教育長

他にございますでしょうか。

各委員

＜なし＞

報告第7号 喜多方市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

教育長

報告第7号喜多方市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、6ページをご覧ください。

報告第7号喜多方市教育支援委員会委員の委嘱又は任命についてであります。

喜多方市教育支援委員会条例第4条の規定に基づき、下記のとおり喜多方市教育支援委員会委員を委嘱または任命いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものであります。

委嘱又は任命した者につきましては、次ページをお開きください。委嘱または任命した者につきましては記載の14名で、再任は10名、新任は4名であります。

6ページにお戻り願います。

委嘱又は任命した日につきましては、令和4年5月16日。

委嘱又は任命の期間につきましては、令和4年5月16日から令和6年5月15日までの2年間となります。以上であります。

教育長

ただいまの内容につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

各委員

＜なし＞

報告第8号 喜多方市教育支援委員会専門委員の委嘱について

教育長

報告第8号喜多方市教育支援委員会専門委員の委嘱について説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、8ページをご覧ください。

報告第8号喜多方市教育支援委員会専門委員の委嘱についてであ

ります。

喜多方市教育支援委員会条例第7条の規定に基づき、下記のとおり、喜多方市教育支援委員会専門委員を委嘱しましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものであります。

委嘱した者につきましては、次ページをお開きください。委嘱した者につきましては記載の17名で、再任は11名、新任6名であります。

8ページにお戻り願います。

委嘱した日につきましては、令和4年5月16日。

委嘱の期間につきましては、令和4年5月16日から令和6年5月15日までの2年間となります。

以上であります。

教育長 この内容につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら願います。

高橋委員 質問ですが、6ページに戻ってしまうのですが、支援委員会委員と、それから8ページの報告第8号のほうの支援委員会専門委員の区別というのはどのようなものなのか教えていただけますか。

学校教育課長 まず、報告第7号でご報告いたしました支援委員会委員といいますのは、支援委員会でも中枢となる病院の先生方を含めた最終的な一番上の組織というふうになります。それで、実動部隊というふうを考えていただいているのは、その専門委員会のほうでございます。

実際に子供たちの調査をしたり報告書をまとめたりというのが、報告第8号にございました専門委員の役割分担として、専門委員が調べた内容について支援委員会で審議すると、そういうような組織体制になっております。

高橋委員 よく分かりました。

それでちょっと疑問に思ったのが、専門委員に、こども園の方が入っていないというのは何か意味がありましたか。

学校教育課長 確かにこども園のほうは入ってございませんけれども、こども園につきましても、この小学校関係の委員のほうでも把握できているところでございますので、そういう意味においては、こども園のほうは入っていないところなのですが、ただ今後のつなぎを考えますと、そうした委員も今後入れていく必要があるのかなというふうに、今ご質問いただきまして感じたところでございます。なお検討してまいりたいと思います。

長田委員 第7号と第8号を絡めてなんですけれども、各学校から1人ずつずつと上がっていくようにしているのかなと思ったのですが、ただ所属の学校が駒形小学校とか第二中学校さんは重なっていて、人事異動の

関係もあるのかなとも思ったのですが、あとその両方合わせてみたところで、小学校さんで所属がいらっしゃらなかったのが第三、上三宮、熊倉、熱塩、慶徳と所属の先生がおられなくて、もしかしたらあまり規模の大きい小学校さんは、あえて負担が大きくなるので外していらっしゃるのかなとも思ったのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

学校教育課長

この専門委員につきましては、特別支援学級の担任がここに入るといふうにしておりますので、特別支援学級が存在しない学校からは、この名簿登載にはなっていないというふうにお考えいただきたいと思います。

教育長

他にございましたらお願いいたします。

各委員

＜なし＞

報告第9号 喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員会委員の解嘱又は解任並びに委嘱又は任命について

教育長

報告第9号に移ります。喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員会委員の解嘱又は解任並びに委嘱又は任命について説明をお願いします。

学校教育課長

報告第9号喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員会委員の解嘱又は解任並びに委嘱又は任命についてであります。10ページをご覧ください。

喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター条例第3条の規定に基づき、下記のとおり喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員会委員を解嘱または解任並びに委嘱または任命いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものであります。

解嘱または解任した委員につきましては、下段に記載の12名であります。次ページをお開き願います。

解嘱または解任した日につきましては、令和4年3月31日。

委嘱または任命した委員につきましては、下段にございます記載の12名であります。

委嘱または任命の期間につきましては、令和4年4月1日から令和4年7月28日までであります。

以上でございます。

教育長

この件について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

長田委員

これも教えていただきたいのですが、この区分というのが所属のところによつての区分けなのかなとも思ったのですが、この

中で2号がないのですが、こういった区分のものになるのか。載っていないもので、例えば5号の後に6号とか、そういうものも存在するものなのではないでしょうか。そのあたりをお教えてください。

学校教育課長

1号といいますのは保護者によるもの、2号につきましては県の機関または保健所というふうになってございまして、ここには今回は入っていないところでございますが、ここには委嘱、任命ということではないので入っておりませんけれども、この中には会津保健所等の委員がいらっしゃるところでございます。

そして、第3号は学識経験者、第4号は調理場のある校長、そして第5号は市職員というような区分けで、こちらのほうは委嘱、任命しているところでございます。以上です。

教育長

他にございますでしょうか。

各委員

＜なし＞

5 審議事項

議案第11号 喜多方市教育振興基本計画審議会委員の解嘱及び委嘱について

教育長

続いて、審議事項に入りますが、内容に入ります前に、加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

本日、追加ということで、お手元のほうに議案第14号を配付しておりますので、追加のほうお願いしたいと思います。そのほかの加筆修正等はありませんので、よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、内容に入りたいと思います。

議案第11号喜多方市教育振興基本計画審議会委員の解嘱及び委嘱について事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

では12ページ、ご覧いただきたいと思います。

議案第11号喜多方市教育振興基本計画審議会委員の解嘱及び委嘱についてでございますが、喜多方市教育振興基本計画審議会条例第3条の規定に基づき、下記のとおり委員を解嘱及び委嘱しようとするものでございます。

解嘱する委員、委嘱候補者につきましては次ページ、13ページをお開き願います。

解嘱する委員といたしまして記載の5名、委嘱候補者といたしまして記載の5名でございます。

12ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

委嘱の期間についてでございますが、前任者の残任期間となりますので、令和5年10月31日までとなります。説明については以上になります。

教育長 この内容につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

各委員 ＜なし＞

教育長 議案第11号については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員 ＜異議なし＞

議案第12号 喜多方市社会教育関係団体の認定について

教育長 議案の第12号に移ります。喜多方市社会教育関係団体の認定について説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは私から、議案第12号喜多方市社会教育関係団体の認定についてご説明申し上げますので、14ページをお願いいたします。

 喜多方市社会教育関係団体の認定に関する規則第3条及び第4条の規定に基づき、下記の団体を喜多方市社会教育関係団体に認定したいとするものであります。

 提案の理由につきましては、社会教育関係団体の認定申請があったため、新たに認定しようとするものでございます。

 団体の名称につきましては、福島県剣道連盟喜多方支部。

 団体の概要につきましては別紙になりますので、次ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

 申請団体の概要でございます。

 申請月日でございますが、令和4年4月13日となります。

 代表者氏名は、記載のとおりでございます。

 結成日以下の項目等につきましては、記載のとおりであります、認定に当たりまして、社会教育委員の方々から様々なご意見等をいただきました。

 いただきましたご意見を集約いたしますと、社会教育に関する事業として、剣道を通じて市民の技術向上、健康増進を図り、平和繁栄に寄与している。

 さらには、規約において団体の目的や役員、総会に関する内容が明記されており、継続的に事業を展開する組織が確立されているなどのご意見を頂戴したところでございます。

 以上のことから、社会教育関係団体として認定することは適当であるとの意見でございました。説明は以上でございます。

教育長 この内容につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

各委員 ＜なし＞

教育長 議案第12号喜多方市社会教育関係団体の認定については、このとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員 <異議なし>

議案第13号 喜多方市美術品収集委員会委員の委嘱について

教育長 議案第13号喜多方市美術品収集委員会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

文化課長 それでは、議案第13号についてご説明申し上げますので、16ページをお願いいたします。

喜多方市美術品収集委員会委員の委嘱についてであります。喜多方市美術館条例第12条の規定に基づきまして、委員を委嘱するものでございます。これは委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。

委嘱する5名につきましては記載のとおりでございますが、再任3名、新任2名でございます。

なお、これまでですと、この委員3名の方、委嘱をしておりましたが、条例の規定では委員会は5人以内をもって組織するとなっております。収集委員会をより充実させたいという観点もございまして、今回の新たな任期となる委嘱から5名の方を委嘱するというものでございます。

なお、任期につきましては、令和4年6月24日から令和6年6月23日までとなります。説明は以上でございます。

教育長 ただいまの内容につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

高橋委員 この委員の中に、地元の方というのは特に入らなくてもいいものなのではないでしょうか。

文化課長 この委員の選出に当たりましては、地元の方が入っていただければいちばん、地元にも密着した作品の収集というご意見も伺えるという点もあろうかと思いますが、人選していく中で、専門的にそういう美術品にご意見をいただけるという方で探した場合、今までお願いしておりました再任をお願いする3名の方、他にということで、やはりそれなりの知識といいますか、そういった経験を踏まれた方となって人選をさせていただきまして、今回の郡山市の館長さんと県立美術館の方という形になりましたので、できればそういう視点でというのも十分今後、考えてまいりたいと思いますが、そういった背景を踏まえて今回の委嘱という形になったところでございます。

教育長 他にございますでしょうか。

各委員 <なし>
教育長 議案第13号につきましては、このとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
各委員 <異議なし>

議案第14号 学校医の解嘱及び委嘱について

教育長 続いて、議案第14号学校医の解嘱及び委嘱について説明をお願いいたします。

学校教育課長 それでは、追加案件5の審議事項、議案第14号をご準備願います。18ページをご覧いただきたいと思います。

 議案第14号学校医の解嘱及び委嘱についてであります。学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校医を下記のとおり解嘱及び委嘱したいとするものであります。

 解嘱学校医は、記載のとおりであります。

 解嘱年月日は、令和4年6月30日。

 委嘱候補者は、記載のとおりであります。

 嘱年月日は、令和4年7月1日であります。

 なお、塩川小学校の学校医におきましては、これまで2人体制で行っていたところではございますけれども、現在の塩川小学校学校医の先生のご意向により、今後1人体制で進んでいくというところで、塩川小学校の委嘱はないというところでございます。以上です。

教育長 この内容につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

各委員 <なし>

教育長 議案第14号につきましては、このとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員 <異議なし>

6 その他

(1) 教育長及び各委員から

教育長 6番のその他に移ります。

 (1)(2)がありますが、ここについて加筆訂正等ありましたらお願いします。

教育総務課長 加筆訂正等ございませんが、本日事務局のほうから説明いたします資料といたしまして、お手元のほうに3件用意をさせていただいておりますので、後ほど(2)に入りましたら順番に説明のほうさせてい

教育長

たきます。よろしくお願いいたします。

それでは、その他の内容に入ります。

教育長及び各委員からということですが、特に資料等はないのですが、コロナ関係で小中学校の状況をお願いします。

学校教育課長

それでは、ここ最近のコロナ関係、感染情報につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

6月に入りまして、小学校の感染者数が10名程度、中学校で5名程度というところで、まだまだ感染者数が減らない状況が続いております。そしてまた、皆様にもご報告いたしましたように、6月20日には市内中学校におきましてクラスターの発生ということで、今回マスク等にもご報告をさせていただいたところでございます。

しかしながら、6月に入ってから学年閉鎖や学級閉鎖については行っていない状況でございます。これはどうしてかといいますと、6月に入りまして、県のほうからマスクの使用についての通知が来ました。といいますのは、熱中症対策を優先するというようなこともございまして、マスクを外す指導も必要である。つまり、暑いところで適当な距離が保たれている場合においては、マスクを外すということも重要であるというように通知がございました。そうしたこともございまして、学校教育課といたしましても、これまで学年閉鎖、学級閉鎖を行ってきました基準を若干変えたところでございます。

といいますのは、これまで学年、学級で1人陽性者が出た場合におきましては、全てのクラスのメンバーを濃厚接触者の疑いというふうに判断をさせていただいて、学校医と相談して判断させていただいて、学年閉鎖、学級閉鎖等を行っていたところでございますけれども、そうした基準が、マスク着用の徹底ですとか給食の黙食、ガードを使った黙食をしている際には濃厚接触者の疑いとしなないというふうに、学校教育課でも判断をすることといたしました結果、学級で1人陽性者が出た場合については、特に感染予防対策がしっかりとできている場合においては学級閉鎖としなないというところを進めてきた結果、6月に入ってから学年閉鎖、学級閉鎖が現在のところなくなっている状況となっております。

そうしたこともございまして、現在学年閉鎖等については実施しておりませんが、感染者数が減らないということにおきまして、今後も予断を許さない状況には変わりはありませんので、学校に対してはさらに感染対策、気を緩めることなく感染対策をしながら学校生活、授業等を進めていただくように指導しているところでございます。主な内容の報告、以上でございます。

教育長

委員の皆様方から何かございますか。

高橋委員

お願いというか、提案が2つあります。1つは、私たちの会議でいつも配付していただく資料についてなんですが、今日の資料のように事前に見たり、それから自分で調べて書き込んだりすることが必要な資料は、こういった紙で頂いたほうが便利だと思うのですが、そうでないものについて、いろいろ検討を重ねて、例えば最終的に承認をするだけの分厚い教育基本計画のようなものや学校の概要みたいなもの、または予算関係、それから議会の資料などのように、こちらで書き込む余地のないような内容のものを見て、承認するだけというようなものについては、タブレットを希望する人にはそれで配付されてはいいかなというふうに思っているところです。今すぐというのではないのですが、今後、そういった方向も可能性として考えていただきたいというのが、1つ提案です。

もうひとつは防災と減災についてなのですが、なかなか教育課程の中にそういったものを入れていくというのが、なかなか難しいのだなと思うので提案なのですが、例えば夏休みにハザードマップ、NHKなどでも簡単なもの、すごく分かりやすいものが出ているので、そういったものを家族で見て、自分の家の防災の課題は何だろうといったことを家族で話し合い、自分の家を知るという段階でいいので、少し取り組んでいただけたらなと思っています。これもぜひご検討いただきたいと思います。以上です。

教育総務課長

タブレットの活用というようなことでのご意見でございました。市では、行政委員会の類いですと、市議会でタブレットを導入して、紙と併用しながら活用しているところでございます。

教育委員さんの件につきましても、今後、他市の状況などもよく確認しながら、またどういうものがタブレットでメリット、デメリットといたしますか、活用の仕方なども考えながら、研究のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

学校教育課長

防災教育に関するハザードマップのご提案をいただいたことについてでございます。確かに、ハザードマップ等については、校長室の壁に張ってあるだとか、教室に張ってある学校もございしますが、なかなか目にすることがない状況は、確かにあるのだなというふうに思います。

なお、そうしたハザードマップ等を使いながら具体的に学校で話し合う、そしてまた家庭で話し合う、そういう機会は非常に大切だと思いますので、子供のみならず、家庭の意識を高めるという意味でも、我が身を守るという意味でも大変重要なことだと思いますので、頂戴いたしましたご意見につきまして、なお学校でどのように対応していけるか検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

教育長 他にございますでしょうか。

遠藤委員 我々教育委員に配付する広報紙とか議会だよりとか、各家庭に配布されるもの、2部いただくことになってしまいますので、我々への配付は必要ないと思うのですけれども、今後考えていただきたいなと思います。

教育総務課長 今、ご意見として賜りましたので、今後皆さん、そういうご意見であれば、そのように対応のほうをさせていただきたいと思います。

教育長 他にございますでしょうか。

各委員 <なし>

(2) 事務局から

教育長 事務局からに移ります。

何点かありますので、ひとつづくり・交流拠点複合施設整備事業についてお願いいたします。

生涯学習課長 私のほうから、ひとつづくり・交流拠点複合施設整備事業についてご説明申し上げたいと思います。

資料をご覧くださいと思います。

まず、この事業でございますが、目的ということで平成31年3月に策定いたしました県立喜多方病院跡地整備計画基本構想に基づきまして、第1期施設の屋内子ども遊び場に引き続きまして、今年度より第2期施設として整備する図書館等交流創出活動支援施設を整備する事業となります。

次に、複合施設の主な用途といたしましては記載のとおりでございますが、第1期施設ということで、こちらは4月3日に屋内子ども遊び場、めぐらざということでオープンいたしました。皆様もご承知のこととは存じますが、6月12日に利用者1万人を達成したという状況でございます。

2期の施設用途といたしましては、こちらについては図書館がメインの施設となりますが、そのほか交流創出活動支援施設として、既存の厚生会館や勤労青少年ホームがございますが、それら施設の機能を集約したものととなります。

次に、第2期の施設の整備スケジュールということでございます。

まず、令和4年度につきましては、図書館等建設・管理・運営等基本計画というものを策定いたします。令和5年度、翌年度は設計業務を行います。令和6年、7年にかけてまして建設工事、それで令和7年度中に供用開始という予定でございます。

次に、図書館等建設・管理・運営等基本計画策定業務委託でござい

ますが、こちらについては今年度実施するものになりますが、この事業の目的ということで、図書館及び交流創出・活動支援施設等に関しまして、先ほど申し上げました基本構想に基づきまして、その指針となる基本計画を策定するものでございます。この業務につきましては、業務委託ということとしておりまして、委託業務受託者につきましては株式会社図書館総合研究所になります。

これらの業務の内容ということでございますが、まず市民2,000人を対象とした市民アンケートを実施するほか、中高生へのアンケートも併せて実施いたします。

さらには、利用団体等へのヒアリングや市民ワークショップということで、こちらにつきましては7月23日と8月6日に予定してございます。

その他、市民を対象といたしました公共図書館に関する講演会の開催や、最新図書館機能を把握するため、開設年度の比較的新しい施設、図書館になりますが、県内外の図書館ということで視察したいというふうに考えてございます。

県外につきましては、山形県の米沢図書館と富山県の砺波図書館の2か所、県内については須賀川市民交流センター t e t t e ということで、こちらのほうを予定してございます。複合施設整備事業に関しては、以上でございます。

教育長

この内容等につきまして、何かご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

高橋委員

この基本計画がこの業務委託ということで行われていくというのは分かったのですが、第1期工事のときは何か委員会のような組織があって、市民の人たちが話し合いをしてきたと記憶があるのですが、そういったものはないのでしょうかというのが質問です。

それから、もうひとつの質問は、講演会や先進地視察というものの対象、講演会は市民対象とありますが、先進地視察はどのような対象で行うのでしょうか。以上です。

生涯学習課長

委員会の関係でございます。こちらにつきましては、庁内検討委員会というのを立ち上げてございます。その中で検討を重ねていくということで、あわせて市民ワークショップ等も開催していくということでございます。

先進地視察ということでございますが、こちらにつきましては、先ほど申しました庁内の委員や現在指定管理等を受託している事業者の方々を想定してございます。

教育長

他にございますでしょうか。

各委員

<なし>

教育長 続いて、e スポーツを活用した取り組みについて説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、続きましてe スポーツを活用した取り組みということで説明させていただきます。

こちらにつきましては、この事業ということで資料のほうにも掲載してございますが、国の地方創生交付金事業ということで県との連携事業になります。こちらについて、県と連携する事業と市独自で取り組んでいく事業の2通りになります。まず、県との連携事業ということで、こちらにつきましては、e スポーツによるふくしま活性化事業ということで、事業期間については令和4年から令和7年の3年間ということで、今年度連携して事業を実施する市町村として喜多方市、小野町、古殿町の3自治体となります。

事業の内容ということでございますが、市のシニア向けのe スポーツ交流会ということで、本市においては5回程度予定してございます。まず、1回目ということで6月20日月曜日に松山公民館で実施いたしました。内容につきましては2枚目の資料をご覧いただきたいと思いますが、こちらが松山公民館で実施した内容となりますが、講師に福島県e スポーツ推進協議会の方々の協力をいただきながら、認知症予防の講義やゲーム体験ということで実施いたしました。その内容ということで3枚目に21日、翌日に福島民報に掲載された記事でございます。

資料の1枚目にお戻りいただきたいと思いますが、今後の予定ということで、上三宮公民館、豊川公民館、駒形地区公民館、姥堂地区公民館を予定してございます。上三宮公民館につきましては、上三宮小学校と連携して実施する予定としてございます。

次に、市の単独事業ということで、こちらについては事業名といたしまして、e スポーツによる元気なまちづくり推進事業ということで、事業の内容ということでは、子供や高齢者、障害者が気軽に参加できるように、地域や施設に出向きまして、e スポーツの体験教室ということで、こちらを10回程度予定したいというふうに考えてございます。e スポーツによる新たなにぎわい創出や世代間交流の促進ということで、こちらについては市民e スポーツ体験会ということで、11月3日、押切川公園体育館サブアリーナで開催したいというふうな計画でございます。e スポーツを活用した取り組みについては以上でございます。

教育長 e スポーツについて今説明ありましたが、ここについて何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

各委員 <なし>

教育長 続いて、喜多方市立小中学校適正規模適正配置について、お願いいたします。

学校教育課長 それでは、喜多方市立小中学校適正規模適正配置の経過報告をさせていただきます。

去る6月18日、第13回喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会を開催したところです。その結果につきましてご報告を申し上げます。第13回審議会では、喜多方市立小中学校適正規模適正配置実施計画案につきまして、協議及び小規模特認校、上三宮小学校についての現状の報告を行ったところでございます。

このたびご審議いただきました喜多方市立小中学校適正規模適正配置実施計画案は、今後実施計画案を練り上げていく過程におきまして、実際に保護者や地域の方々のご意見、ご要望等をお聞きするための資料とするものでございます。

今回の審議会におきましては、本市児童生徒のよりよい学習環境に向けての様々なご意見等をいただいたところであります。本実施計画案の内容を用いて、保護者や地域の方を対象とする地域説明会を開催し、その中で、さらにご意見等を踏まえながら検討を進めていくことが了承されたところでございます。

なお、小規模特認校、上三宮小学校に関する報告につきましては、特段のご意見等はなかったことをご報告申し上げます。

今後につきましては総合教育会議、市議会全員協議会のご審議等を経まして、地域説明会において、実施計画案の内容によりまして、児童生徒や未就学の保護者の方、地域住民への方々への丁寧な説明を行いながら、ご意見を踏まえ、年度内には実施計画として策定してまいりたいと考えているところでございます。

なお、話し合いは7月の下旬、それから8月にかけて地域に出向いていく予定でございます。報告につきましては、以上であります。

教育長 ただいま説明ありましたが、ここについて何かございましたらお願いいたします。

各委員 <なし>

7 連絡事項

(1) 令和4年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

教育長 連絡事項に移ります。

令和4年度教育委員会会議の開催日程（案）等について説明のほうをお願いいたします。

教育総務課長 17ページのほう、お聞きいただきたいと思います。

令和４年度の教育委員会の会議の開催日程についてでございますが、記載のとおりで、５月の定例会でお示した日時から変更になっているところはありません。

また、今後の日程につきましては記載の２件でございまして、まず本日午後１時１５分から庁議室におきまして総合教育会議が開催されます。

その下になります。令和４年度福島県市町村教育委員会連絡協議会会津ブロック研修会が、７月１９日火曜日午前１０時からアクティブリゾート裏磐梯で開催されます。なお、正式な通知は後日となりますが、ご予定のほうお願いしたいと思います。以上になります。

教育長

今後の日程等について今説明ありましたが、ここについて何かありましたらお願いいたします。

各委員

<なし>

８ 閉会

教育長

以上で令和４年６月教育委員会定例会を閉会します。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長

大 場 健 哉

二番委員

遠 藤 一 幸

三番委員

高 橋 明子

四番委員

長 田 聡 子

教育総務課長補佐

塚 原 和 憲

